

患者の権利を守る要綱案

患者の諸権利を定める法律要綱案

医療における基本権

医療に対する参加権

すべての人は、医療政策の立案から医療提供の現場に至るまであらゆるレベルにおいて、医療に対し、参加する権利を有する。

知る権利と学習権

すべての人は、自らの生命、身体、健康などにかかわる状況を正しく理解し、最善の選択をなすうために、必要なすべての医療情報を知り、かつ学習する権利を有する。

最善の医療を受ける権利

すべての人は、経済的負担能力にかかわらず、その必要に応じて、最善の医療を受けることができる。

安全な医療を受ける権利

すべての人は、安全な医療を受けることができる。

平等な医療を受ける権利

すべての人は、政治的、社会的、経済的地位や人種、国籍、宗教、信条、年齢、性別、疾病の種類などにかかわらず、等しく最善かつ安全な医療を受けることができる。

医療における自己決定権

すべての人は、十分な情報提供とわかりやすい説明を受け、自らの納得と自由な意思にもとづき自分の受ける医療行為に同意し、選択し、或いは拒否する権利を有する。

(患者の諸権利を定める法律要綱案 < 1991 年発表、2001 年改訂 > より)